

最低賃金

三重県 最低賃金

時間額

■発効日：令和2年10月1日

※三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

(下表の特定(産業別)最低賃金が適用される方は除かれます。)

874円

使用者も
労働者も

必ず
チェック

三重県特定(産業別)最低賃金

ガラス・同製品製造業最低賃金

時間額 **901円**

発効日 令和2年12月21日

電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 **921円**

発効日 令和2年12月21日

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **906円**

発効日 令和2年12月21日

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **942円**

発効日 令和2年12月21日

※「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」の取り扱いについて



「三重県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円 平成27年12月20日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額874円)以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金引上げ
支援制度のご案内

業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して、生産性向上を実現しましょう。三重働き方改革推進支援センターを開設して最低賃金ワンストップ無料相談を行っているほか、最低賃金引上げ支援として、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などがあります。是非、ご検討ください。



お問い合わせは、三重労働局賃金室 **TEL 059-226-2108** 又は最寄の三重県下各労働基準監督署へ

各ホームページはこちら

- 最低賃金に関する特設サイト
- 三重労働局ホームページ

<https://www.saiteichingin.info/>
<https://site.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/>

ウェブ検索はこちらへ

- 最低賃金のチェック
- 無料相談窓口
- 業務改善助成金

最低賃金制度	検索
三重 働き方改革推進支援センター	検索
三重労働局 業務改善助成金	検索

中小企業の事業場のみなさまへ

時間外労働の上限規制について

(令和2年4月1日～)

- 労働者が、法律の上限を超える時間（※）働く場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定」（36協定）が必要。
- 2020年4月（令和2年4月）から36協定で定めることができる時間外労働の時間に制限（時間外労働の上限規制）が適用。

（※）法律の上限を超える時間 とは

労働時間の上限（法定労働時間）

原則… 1週：40時間、1日：8時間

例外※… 1週：44時間、1日：8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上

（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

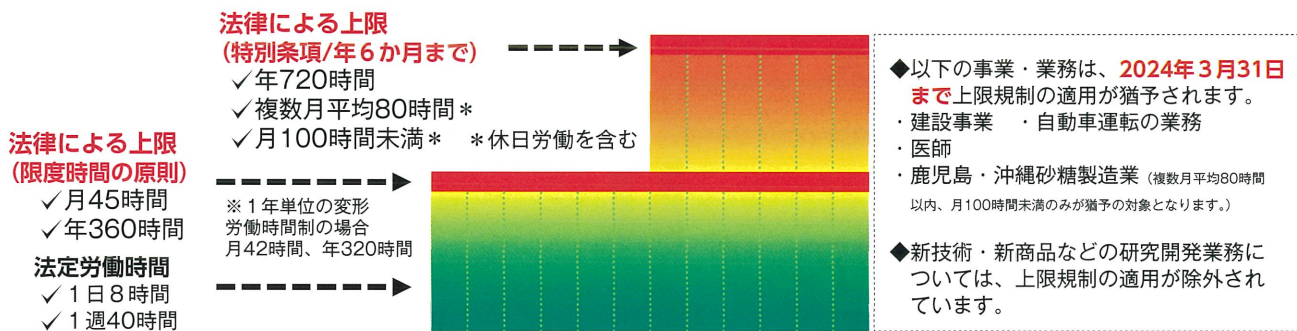
超えない

特に新しい対応はありません。

超える

過半数組合や過半数代表者と時間外労働の上限規制の範囲内で36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

時間外労働の上限規制の具体的な内容



うちは今までも36協定を結んでいたけど、「月45時間」「年360時間」までと定めているから、今すぐ見直す必要はないんだね。

ご不明な点等ございましたら、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

「働き方改革」と「労働生産性」は車の両輪です！

労働災害をなくし、事業場の労働生産性を高めましょう!!



三重労働局は、あなたの会社の「働き方改革」を支援します!

労働災害は労働生産性を阻害する!

